

【不整地運搬車の運転】

	<p>自動車第二種免許を有する者</p> <p>③ 次のいずれかに掲げる者であって、令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3月以上従事した経験を有する者</p> <p>イ <u>道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</u></p> <p>ロ <u>道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</u></p> <p>④ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>
--	--